

(LC5) 技術評価制度検討委員会規則

平成13年9月22日	制 定
平成20年3月19日	一部改正
平成21年7月17日	〃
平成23年11月18日	〃
平成25年3月15日	〃

(目的)

第1条 技術評価制度検討委員会（以下「委員会」という。）は、土木学会が実施する技術評価制度に係わる事項を審議し、当該事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

(活動)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 技術評価制度に関する基本方針の策定
- (2) 技術評価制度の活用方策に関する活動
- (3) 技術評価制度の普及に関する活動
- (4) その他、技術評価制度に関する活動

(構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長、委員で構成する。

2 役職者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、委員会を代表し、委員会業務を総括する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員会業務を処理する。
- (3) 委員は、委員会業務を遂行する。

3 小委員会等の設置は、土木学会委員会規程第6条（小委員会等）による。

(委員長・委員等の選出方法と任期)

第4条 委員長・委員等の選出方法と任期は次のとおりとする。

- (1) 委員長は、技術推進機構主査理事とし、会長が委嘱する。
- (2) 委員等（副委員長、委員）は、原則として技術推進機構運営会議メンバーとし、会長が委嘱する。

2 委員長、委員等の任期は原則2年とし、通常総会を区切りとする。ただし、再任は妨げない。

3 委員等の交代は一度に半数以内とする。

(運営)

第5条 委員会は、委員長が招集して開催する。また、委員長は、必要に応じて文書をもって委員の意見を徴収し、委員会の開催に代えることができる。

(事務局)

第6条 委員会の担当事務局は、技術推進機構（技術推進部）とする。

(規則の変更)

第7条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則（平成13年9月22日 理事会議決） この内規は、平成13年9月22日から施行する。

附則（平成20年3月19日 理事会議決） この内規は、平成20年3月19日から施行する。

附則（平成21年7月17日 理事会議決） この内規は、平成21年7月17日から施行する。

附則（平成23年11月18日 理事会議決） 内規から規則に変更し、平成23年11月18日から施行する。

附則（平成25年3月15日 理事会議決） この変更規程は、平成25年3月15日から施行する